

令和4年民法改正の概要

2023年2月

I 改正の経緯（本書 453 頁～455 頁参照）

令和元（2018）年7月、法務省法制審議会民法（親子法制）部会は、児童虐待（Column I 3-7：190 頁）への対応として親権者による子の懲戒（改正前 822 条）、および、無戸籍者問題（Column I 3-2：134 頁）への対応として嫡出推定制度（改正前 772 条以下）などの改正の検討に着手した。令和 4（2022）年 2 月、同部会は、これらの改正について「要綱」を取りまとめた。

同年 10 月、内閣は、第 210 回国会（臨時会）に「民法の一部を改正する法律案」を提出した。同年 12 月 10 日、同法案は参議院で可決され成立した。同月 16 日、「民法の一部を改正する法律」が公布された（令和 4 年法律 102 号）。

II 施行日

親権関係（後述Ⅲ1）は、公布日（令和 4 年 12 月 16 日）に施行された（附則 1 条ただし書）。他の項目（後述Ⅲ2～Ⅲ5）は、「公布の日から 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行」される（附則 1 条本文）。

III 主な改正項目

1 親権関係（本書 176 頁参照）

改正前 822 条の「子を懲戒することができる」との規定が、虐待親による子への体罰（暴力）の正当化根拠となってしまうていた。そこで、改正 821 条は、「体罰その他……をしてはならない」と体罰等の禁止を明記した（後掲(1)）。同条に連動して、児童福祉法から「懲戒」の文言が削除等され（同法 33 条の 2 第 2 項・47 条 3 項）、また、児童虐待防止法（14 条 1 項・15 条）も改正された（後掲(2)）。

(1)民法の改正(821条・822条)

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (居所の指定) 第 821 条 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。 | <u>(子の人格の尊重等)</u> <u>第 821 条 親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</u> |
| (懲戒) 第 822 条 親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。 | <u>(居所の指定)</u> <u>第 822 条 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。</u> |

(2)児童虐待防止法の改正(14条1項)

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(親権の行使に関する配慮等)</p> <p>第14条①児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法(明治29年法律第89号)第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。</p> <p>②〈略〉</p> | <p><u>(児童の人格の尊重等)</u></p> <p>第14条①児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、<u>児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に配慮しなければならない</u>、かつ、<u>体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない</u>。</p> <p>②〈略〉</p> |

2 再婚禁止期間関係 (本書47頁～49頁参照)

嫡出推定制度の改正(後述**3**)により、再婚禁止期間(改正前733条)が不要となった。そこで、同条が削除され(後掲**1**)、また、同条に関連する諸規定も改正・削除された(後掲**2**)。改正法は、施行日以後の婚姻に適用される。

(1)再婚禁止期間の削除(733条)

| 改正前 | 改正後 |
|--|---------------------------------|
| <p>(再婚禁止期間)</p> <p>第733条①女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して100日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。</p> <p>②前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>一 女が前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかった場合</p> <p>二 女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合</p> | <p>(再婚禁止期間)</p> <p>第733条 削除</p> |

(2)733条に関連する諸規定の改正・削除(740条・743条・744条・746条)

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(婚姻の届出の受理)</p> <p>第740条 婚姻の届出は、その婚姻が第731条から第736条まで及び前条第2項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認めた後でなければ、受理することができない。</p> | <p>(婚姻の届出の受理)</p> <p>第740条 婚姻の届出は、その婚姻が第731条、<u>第732条、第734条</u>から第736条まで及び前条第2項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認めた後でなければ、受理することができない。</p> |
| <p>(婚姻の取消し)</p> <p>第743条 婚姻は、次条から第747条までの規定によらなければ、取り消すことができない。</p> | <p>(婚姻の取消し)</p> <p>第743条 婚姻は、次条、<u>第745条及び第747条</u>の規定によらなければ、取り消すことができない。</p> |
| <p>(不適法な婚姻の取消し)</p> | <p>(不適法な婚姻の取消し)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>第 744 条①第 731 条から第 736 条までの規定に違反した婚姻は、各当事者、その親族又は検察官から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、検察官は、当事者の一方が死亡した後は、これを請求することができない。</p> <p>②第 732 条又は第 733 条の規定に違反した婚姻については、当事者の配偶者又は前配偶者も、その取消しを請求することができる。</p> <p>(再婚禁止期間内にした婚姻の取消し)</p> <p>第 746 条 第 733 条の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して 100 日を経過し、又は女が再婚後に出産したときは、その取消しを請求することができない。</p> | <p>第 744 条①第 731 条、<u>第 732 条及び第 734 条</u>から第 736 条までの規定に違反した婚姻は、各当事者、その親族又は検察官から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、検察官は、当事者の一方が死亡した後は、これを請求することができない。</p> <p>②第 732 条の規定に違反した婚姻については、<u>前婚の</u>配偶者も、その取消しを請求することができる。</p> <p>(再婚禁止期間内にした婚姻の取消し)</p> <p>第 746 条 削除</p> |
|--|---|

3 嫡出推定関係 (本書 124 頁～127 頁参照)

無戸籍者問題に対応するため、嫡出推定制度の抜本的な改正がされた。以下では、772 条について概説する。

改正法は、施行日以後の出生子に適用される (附則 3 条)。

(1) 婚姻(前)懐胎子の扱い(772 条1項・2項)

改正前、婚姻(前)に懐胎され、婚姻成立の日から 200 日経過後よりも前の出生子は、「(嫡出)推定されない嫡出子」と解され、当該子について父子関係を争う方法は、親子関係不存在確認の訴えとされていた (本書 126 頁～127 頁)。

改正法では、「女が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれた」(772 条 1 項)子についても夫の子と推定する。子が、「婚姻の成立の日から 200 日以内に生まれた」場合に、婚姻(前)懐胎子と推定する (同条 2 項)。

婚姻(前)懐胎子が嫡出推定の対象とされたので、その父子関係を争う方法は嫡出否認の訴え(後述 4)となる。

(2) 前婚と後婚が連続した場合の扱い(772 条3項)

再婚禁止期間の廃止によって(上述 2)、前婚と後婚が連続して、あるいは、前婚と後婚が短時日の間に行われうる。そのような場合に、嫡出推定の重複を回避するため、後婚後に子が出生したのであれば、子は、「出生の直近の婚姻における夫」、つまり後婚の夫の子と推定されるとした。

(3) 無戸籍者問題の消長

改正前、夫と妻が別居した後、妻が他男の子を懐胎した場合であっても、夫との婚姻継続中であれば、出生子は夫の子と推定された。そして、妻(母)が子の出生の届出を回避することで、無戸籍者問題が生じていた。

改正法では、前夫との離婚後に後夫と再婚をした妻が、前夫との離婚後 300 日以内に子を産んだ場合には、その子は「出生の直近における夫の子と推定」される(772 条 3 項)。つまり、後夫の子と推定され、後夫と妻(母)の嫡出子となり、無戸籍者問題の解消につながる。

しかし、元夫との離婚後 300 日以内に子が生まれたものの、元妻(母)が再婚をしない場合には、子は元夫の子と推定される。元妻(母)が他男の子を懐胎した場合には、元妻(母)が子の出生の

届出を回避する事態が生じうるため、改正法による無戸籍者問題の解決は限定的との指摘もされている。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(嫡出の推定) 第 772 条①妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。</p> <p>②婚姻の成立の日から 200 日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から 300 日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。</p> <p>(父を定めることを目的とする訴え) 第 773 条 第 733 条第 1 項の規定に違反して再婚をした女が出産した場合において、前条の規定によりその子の父を定めることができないときは、裁判所が、これを定める。</p> | <p>(嫡出の推定) 第 772 条①妻が婚姻中に懐胎した子は、<u>当該婚姻における夫の子と推定する。女が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。</u></p> <p>②<u>前項の場合において、婚姻の成立の日から 200 日以内に生まれた子は、婚姻前に懐胎したものと推定し、婚姻の成立の日から 200 日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から 300 日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。</u></p> <p>③<u>第 1 項の場合において、女が子を懐胎した時から子の出生の時までの間に二以上の婚姻をしていたときは、その子は、その出生の直近の婚姻における夫の子と推定する。</u></p> <p>④<u>前 3 項の規定により父が定められた子について、第 774 条の規定によりその父の嫡出であることが否認された場合における前項の規定の適用については、同項中「直近の婚姻」とあるのは、「直近の婚姻(第 774 条の規定により子がその嫡出であることが否認された夫との間の婚姻を除く。)」とする。</u></p> <p>(父を定めることを目的とする訴え) 第 773 条 第 732 条の規定に違反して婚姻をした女が出産した場合において、前条の規定によりその子の父を定めることができないときは、裁判所が、これを定める。</p> |

4 嫡出否認関係 (本書 125 頁～126 頁参照)

改正前、嫡出否認の訴えの出訴権者は夫に限定されており、それが無戸籍者問題の一因と認識されていた。嫡出推定制度の改正 (上述 3) に併せて、嫡出否認の訴えについても抜本的な改正がされた。なお、人事訴訟法、家事事件手続法、生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律 (生殖補助医療特例法：本書 150 頁～151 頁) についても所要の改正がされた。

改正法は、(1)出訴権者を拡大し (774 条)、(2)嫡出否認の訴えの当事者 (原告と被告) を明確化し (775 条)、(3)出訴期間を伸長 (777 条) した (下表参照)。

改正法は、施行日以後の出生子に適用される (附則 4 条 1 項)。なお、子および母による否認権の行使については、施行日から 1 年間に限り、施行日 (前) の出生子にも適用される (同条 2 項)。

| | 改正前 | 改正後 |
|---------------------|-----------------------|--|
| (1) 出訴権者 (774条) | 夫 | 父(特則あり:下記※), 子, 親権を行う母/母, 親権を行う養親, 親権を行う未成年後見人, 母の前夫 |
| (2) 原告と被告 (775条) | 夫 vs 子 夫 vs 親権を行う母 | 父 vs 子/親権を行う母 子 vs 父 母 vs 父 前夫 vs 父/子/親権を行う母 |
| (3) 出訴期間 (777条) | 夫が子の出生を知った時から1年以内 | 父:子の出生を知った時から3年以内 子:出生の時から3年以内(特則あり:下記※※) 母:子の出生の時から3年以内 前夫:子の出生を知った時から3年以内 |

※父死亡の場合の特則:父が子の出生前に死亡したなどの場合, 相続権を害される者や父の三親等内の血族は, 父の死亡の日から1年以内に限り, 嫡出否認の訴えを提起することができる(人訴41条1項)。

※※子の出訴期間の特則:子と父の同居期間が3年を下回る場合には, 出生の時から3年以内(777条二号)の例外として, 子は, 21歳に達するまでの間, 嫡出否認の訴えを提起することができる(778条の2第2項本文)。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (嫡出の否認) 第774条 第772条の場合において, 夫は, 子が嫡出であることを否認することができる。 | (嫡出の否認) 第774条①第772条の規定により子の父が定められる場合において, 父又は子は, 子が嫡出であることを否認することができる。 ②前項の規定による子の否認権は, 親権を行う母, 親権を行う養親又は未成年後見人が, 子のために行使することができる。 ③第1項に規定する場合において, 母は, 子が嫡出であることを否認することができる。ただし, その否認権の行使が子の利益を害することが明らかなきときは, この限りでない。 ④第772条第3項の規定により子の父が定められる場合において, 子の懐胎の時から出生の時までの間に母と婚姻していた者であつて, 子の父以外のもの(以下「前夫」という。)は, 子が嫡出であることを否認することができる。ただし, その否認権の行使が子の利益を害することが明らかなきときは, この限りでない。 5 前項の規定による否認権を行使し, 第772条第4項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により新たに子の父と定められた者は, 第1項の規定にかかわらず, 子が自らの嫡 |

| | |
|--|---|
| <p>(嫡出否認の訴え)</p> <p>第 775 条 前条の規定による否認権は、子又は親権を行う母に対する嫡出否認の訴えによって行う。親権を行う母がないときは、家庭裁判所は、特別代理人を選任しなければならない。</p> <p>(嫡出の承認)</p> <p>第 776 条 夫は、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、その否認権を失う。</p> <p>(嫡出否認の訴えの出訴期間)</p> <p>第 777 条 嫡出否認の訴えは、夫が子の出生を知った時から 1 年以内に提起しなければならない。</p> <p>第 778 条 夫が成年被後見人であるときは、前条の期間は、後見開始の審判の取消しがあった後夫が子の出生を知った時から起算する。</p> | <p><u>出であることを否認することができない。</u></p> <p>(嫡出否認の訴え)</p> <p>第 775 条①<u>次の各号に掲げる否認権は、それぞれ当該各号に定める者に対する嫡出否認の訴えによって行う。</u></p> <p>一 <u>父の否認権 子又は親権を行う母</u></p> <p>二 <u>子の否認権 父</u></p> <p>三 <u>母の否認権 父</u></p> <p>四 <u>前夫の否認権 父及び子又は親権を行う母</u></p> <p>②<u>前項第一号又は第四号に掲げる否認権を親権を行う母に対し行使しようとする場合において、親権を行う母がないときは、家庭裁判所は、特別代理人を選任しなければならない。</u></p> <p>(嫡出の承認)</p> <p>第 776 条 <u>父又は母は、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、それぞれその否認権を失う。</u></p> <p>(嫡出否認の訴えの出訴期間)</p> <p>第 777 条 <u>次の各号に掲げる否認権の行使に係る嫡出否認の訴えは、それぞれ当該各号に定める時から 3 年以内に提起しなければならない。</u></p> <p>一 <u>父の否認権 父が子の出生を知った時</u></p> <p>二 <u>子の否認権 その出生の時</u></p> <p>三 <u>母の否認権 子の出生の時</u></p> <p>四 <u>前夫の否認権 前夫が子の出生を知った時</u></p> <p>第 778 条 <u>第 772 条第 3 項の規定により父が定められた子について第 774 条の規定により嫡出であることが否認されたときは、次の各号に掲げる否認権の行使に係る嫡出否認の訴えは、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める時から 1 年以内に提起しなければならない。</u></p> <p>一 <u>第 772 条第 4 項の規定により読み替えられた同条第 3 項の規定により新たに子の父と定められた者の否認権 新たに子の父と定められた者が当該子に係る嫡出否認の裁判が確定したことを知った時</u></p> <p>二 <u>子の否認権 子が前号の裁判が確定した</u></p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| | <u>ことを知った時</u> <u>三 母の否認権 母が第一号の裁判が確定したことを知った時</u> <u>四 前夫の否認権 前夫が第一号の裁判が確定したことを知った時</u> |
|--|--|

(4)新設された諸規定(778条の2～778条の4)

嫡出否認の訴えの改正に伴って新設された諸規定について概説する。

(a)子の出訴期間の特則(778条の2)

子と父の同居期間が3年を下回る場合には、出生の時から3年以内(777条二号)の例外として、子は、21歳に達するまでの間、嫡出否認の訴えを提起することができる(同条の2第2項本文)。しかし、子による同訴えが父の利益を著しく害する場合には、この限りでない(同項ただし書)。

(b)前夫による出訴の制限(778条の2第4項)

前夫による嫡出否認の訴え(777条四号・778条四号)は、子の成年(18歳：4条)到達後は不可とされた。

(c)子の監護に要した費用の償還の制限(778条の3)

父と推定された者は、子に対する監護・教育義務を負い(820条)、子の監護費用を支出しなければならない。嫡出否認の訴えが確定した場合、子の出生時から「父」ではなかったことになるので、出生から嫡出否認確定までの間の「父」による監護費用の支出は、子の不当利得(703条)に該当するとも解される。そこで、子は、「父」が子のために支出した監護費用の償還義務を負わないことを明記した。

(d)価額支払請求(778条の4)

例えば、①子が後夫の子と推定(772条3項)された後、②嫡出否認の訴えが認容され、③前夫の子と推定(同条4項)された場合に、③の時点において前夫(父)が既に死亡していて、かつ、前夫(父)を被相続人とする遺産分割が終了している場合が考えられる。このような場合に、前夫の子と推定された子は、他の共同相続人に対して、価額による支払いを請求することができる。相続の開始後に認知された者の価額の支払請求(910条)と同趣旨の規定である(本書347頁～348頁)。

| 改正後(新設) |
|---|
| <p>第778条の2①第777条(第二号に係る部分に限る。)又は前条(第二号に係る部分に限る。)の期間の満了前6箇月以内の間に親権を行う母、親権を行う養親及び未成年後見人がないときは、子は、母若しくは養親の親権停止の期間が満了し、親権喪失若しくは親権停止の審判の取消しの審判が確定し、若しくは親権が回復された時、新たに養子縁組が成立した時又は未成年後見人が就職した時から6箇月を経過するまでの間は、嫡出否認の訴えを提起することができる。</p> <p>②子は、その父と継続して同居した期間(当該期間が二以上あるときは、そのうち最も長い期間)が3年を下回るときは、第777条(第二号に係る部分に限る。)及び前条(第二号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、21歳に達するまでの間、嫡出否認の訴えを提起することができる。ただし、子の否認権の行使が父による養育の状況に照らして父の利益を著しく害するときは、この限りでない。</p> |

③第 774 条第2項の規定は、前項の場合には、適用しない。

④第 777 条(第四号に係る部分に限る。)及び前条(第四号に係る部分に限る。)に掲げる否認権の行使に係る嫡出否認の訴えは、子が成年に達した後は、提起することができない。

(子の監護に要した費用の償還の制限)

第 778 条の3 第 774 条の規定により嫡出であることが否認された場合であっても、子は、父であった者が支出した子の監護に要した費用を償還する義務を負わない。

(相続の開始後に新たに子と推定された者の価額の支払請求権)

第 778 条の4 相続の開始後、第 774 条の規定により否認権が行使され、第 772 条第4項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により新たに被相続人がその父と定められた者が相続人として遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしていたときは、当該相続人の遺産分割の請求は、価額のみによる支払の請求により行うものとする。

5 認知関係 (本書 142 頁～143 頁参照)

認知については、783 条と 786 条の改正が行われた。改正法は、施行日以後の認知に適用される。以下では、786 条について概説する。

(1) 出訴権者の明確化(786 条1項)

認知無効の出訴権者は、**(ア)** 子または子の法定代理人、**(イ)** 認知をした者、**(ウ)** 子の母に限定された。したがって、認知をした者(父)の父母(子から見て祖父母)などによる出訴(東京高判平成 26・12・24 判時 2286 号 48 頁)は不可となる。なお、認知無効の訴えを提起しないで、認知をした者が死亡した場合(人訴 43 条 1 項による同法 41 条 1 項の準用)や子が死亡した場合(同法 43 条 2 項)には、死亡の日から一定期間、一定の血族等が認知無効の訴えを提起することができる。

(2) 認知無効の出訴期間—原則(786 条1項)

改正前、認知無効の訴えについては期間制限の定めが存在せず、「利害関係人」は何時でも認知無効の訴えを提起することができるかと解されていた。そして、出訴期間が短期間とされていた嫡出否認の訴えとの不整合が指摘されていた。

改正法は、認知無効の出訴期間を**(ア)** 子または法定代理人については「認知を知った時」から、**(イ)** 認知をした者については「認知の時」から、**(ウ)** 子の母については「認知を知った時」から、それぞれ「7 年以内」とした。なお、子については特則がある(下記(3))。

(3) 認知無効の出訴期間—子についての特則(786 条2項)

子と認知をした者(父)との継続的な同居期間が 3 年を下回る場合には、出訴期間の制限(786 条 1 項)の例外として、子は、21 歳に達するまでの間、認知無効の訴えを提起することができる。改正 778 条の 2 第 2 項と同趣旨の規定である(上述 4(4)(a))。

(4) 子の監護に要した費用の償還の制限(786 条4項)

認知をした者(父)は、子に対する監護・教育義務を負い(820 条)、子の監護費用を支出しなければならない。認知無効が確定した場合、子の出生時から「父」ではなかったことになるので、認知から認知無効確定までの間の「父」による監護費用の支出は、子の不当利得(703 条)に該当すると解される。そこで、子は、「父」が支出した監護費用の償還義務を負わないことを明記した。改正 778 条の 3 と同趣旨の規定である(上述 4(4)(c))。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(胎児又は死亡した子の認知)</p> <p>第 783 条①父は、胎内に在る子でも、認知することができる。この場合においては、母の承諾を得なければならない。</p> <p>②父又は母は、死亡した子でも、その直系卑属があるときに限り、認知することができる。この場合において、その直系卑属が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。</p> <p>(認知に対する反対の事実の主張)</p> <p>第 786 条 子その他の利害関係人は、認知に対して反対の事実を主張することができる。</p> | <p>(胎児又は死亡した子の認知)</p> <p>第 783 条①父は、胎内に在る子でも、認知することができる。この場合においては、母の承諾を得なければならない。</p> <p><u>②前項の子が出生した場合において、第 772 条の規定によりその子の父が定められるときは、同項の規定による認知は、その効力を生じない。</u></p> <p>③父又は母は、死亡した子でも、その直系卑属があるときに限り、認知することができる。この場合において、その直系卑属が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。</p> <p>(<u>認知の無効の訴え</u>)</p> <p><u>第 786 条①次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める時(第 783 条第 1 項の規定による認知がされた場合にあつては、子の出生の時)から 7 年以内に限り、認知について反対の事実があることを理由として、認知の無効の訴えを提起することができる。ただし、第三号に掲げる者について、その認知の無効の主張が子の利益を害することが明らかなときは、この限りでない。</u></p> <p><u>一 子又はその法定代理人 子又はその法定代理人が認知を知った時</u></p> <p><u>二 認知をした者 認知の時</u></p> <p><u>三 子の母 子の母が認知を知った時</u></p> <p><u>②子は、その子を認知した者と認知後に継続して同居した期間(当該期間が二以上あるときは、そのうち最も長い期間)が 3 年を下回るときは、前項(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、21 歳に達するまでの間、認知の無効の訴えを提起することができる。ただし、子による認知の無効の主張が認知をした者による養育の状況に照らして認知をした者の利益を著しく害するときは、この限りでない。</u></p> <p><u>③前項の規定は、同項に規定する子の法定代理人が第 1 項の認知の無効の訴えを提起する場合には、適用しない。</u></p> <p><u>④第 1 項及び第 2 項の規定により認知が無効とされた場合であっても、子は、認知をした者が支出した子の監護に要した費用を償還する義務を負わない。</u></p> |